

広島県告示第二百二十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、中田港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更した。
なお、今回の変更により新たに追加される臨港地区及び分区の区域は 同法第三十八条第八項の規定によつて、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島港湾振興局港営課において縦覧に供する。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港地区の変更

1 変更前

区

域

面

○・五三

江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字清能、
同町高田字名高地、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれ
ぞれの一部

2 変更後

区

域

面

○・五九

江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字清能、
同町高田字名高地、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれ
ぞれの一部

二 分区の変更

1 変更前

区

域

面

○・五〇

江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字清能、
同町高田字小方及び同町高田字間所のそれ
ぞれの一部

2 変更後

区

域

面

○・〇三

商 港 区	分区の種類
江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれ ぞれの一部	区 域 面 (ヘクタール) 積 二・九二
江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒張、同町高田字小方及び同町高田字間所のそれ ぞれの一部	面 (ヘクタール) 積 ○・〇三

漁
港
区

江田島市能美町中町字黒管、同町中町字黒
張、同町高田字清能、同町高田字名高地のそ
れぞれの一部